

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（以下「本助成金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化等のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を支援することにより、市民活動が活性化し、もって市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号に定める団体をいう。

(助成対象事業)

第4条 本助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、本市のまちづくりに関する事業であって、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に定める事業とし、市長が事業の内容、時期、経費等について適当と認めたものとする。ただし、当該事業の実施にあたり、国又は地方公共団体から本助成金以外の助成金の交付を受ける場合を除く。

- (1) 自主事業部門 地域課題の解決やSDGsの17の目標の達成その他住みやすいまちづくりのために取り組む事業であって、次条に定める者が自ら企画し、実施するもの
- (2) 協働事業部門 市が示す行政課題の解決のため次条に定める者が企画立案する事業であって、市と協働で実施することにより、より効果が期待できるもの

(助成金交付対象者)

第5条 本助成金の交付対象となる者は、前条各号の部門ごとにそれぞれ別表に定める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者
- (4) 申請年度において既に本助成金の交付の決定を受けている者
- (5) 前条第1号に該当する事業にあっては、本助成金（同号に該当する事業に対するものに限る。）の交付を通算して3回を受けている者

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、本助成金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までに支出した助成対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、交付決定の日前に支出した経費は、あらかじめ、交付決定の日前に支出することについてやむを得ない理由があると市長が承認したものに限る。

- 2 前項ただし書に規定する市長の承認を受けようとする場合にあっては、当該費用を支出する前に事前支出承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(助成金の算定等)

第7条 本助成金は、助成対象経費の額に別表に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は同表に定める限度額のいずれか低い額（以下「算定額」という。）で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、助成対象事業について民間団体等の助成金、参加料等の収入がある場合であってこれらの収入の額と算定額との合計が当該事業に要する費用の総額を超えるときは、その超える額を算定額から減じた額を本助成金の額とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付する同条第1号及び第2号に規定する書類は、自主事業部門にあっては様式第2号、協働事業部門にあっては様式第3号とする。

(審査)

第9条 本助成金の交付の適否及び本助成金の額の審査にあたっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 自主事業部門 本助成金に係る業務の一部を委託する社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が設置する審査会の意見を聴くものとする。
 - (2) 協働事業部門 鳥取市まちづくり提案事業助成金（協働事業部門）審査会を設置し、その意見を聴くものとする。
- 2 鳥取市まちづくり提案事業助成金（協働事業部門）審査会の組織及び運営等については、別に定める。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本助成金の増額
- (2) 本助成金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号

に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第12条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本助成金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の報告書に添付する同条第1号及び第2号に掲げる書類は、自主事業部門にあつては様式第4号、協働事業部門にあつては様式第5号とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行し、改正後の鳥取市まちづくり提案事業助成金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条から第7条まで、第9条関係）

区分	助成金交付対象者	助成対象経費	補助率	限度額	備考
自主事業部門	市民活動拠点アクティブとつとりに登録する市民活動団体	(1) 報償費（講師・専門家への報酬、謝礼等） (2) 旅費（講師・専門家の交通費、宿泊費等） (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費（原稿料、通信運搬費、手数料等） (6) 保険料 (7) 委託料（事業の一部を委託する場合に限る。） (8) 使用料及び賃借料 (9) その他市長が必要と認める経費	1回目：10分の10 2回目：5分の4 3回目：4分の3	10万円	(1) 助成金交付対象者である市民活動団体等の構成員に対して支払われる報償費、旅費、役務費及び委託料並びにこれらに類すると認められる費用は、助成対象外とする。ただし、協働事業部門にあつては、事業に主要な役割を果たす構成員に対して支払う報償費及び旅費を補助対象とすることができる。 (2) 次に掲げる費用にあつては、市職員の例を参考に別に定める額を上限とする。 ア 自家用車を使用した場合の交通費 イ 宿泊費 (3) 人件費の算定基準は、別に定める。 (4) 協働事業部門において、次に掲げる費用は、これらの合計額が補助対象経費又は限度額の1/3のいずれか低い方を上限として補助対象経費に算入することができる。 ア 事業に主要な役割を果たす構成員に対して支払う報償費及び旅費 イ 事業のために雇用したアルバイト等の人件費
協働事業部門	市民活動団体等の各種団体	(1) 自主事業部門の助成対象経費として掲げる経費 (2) 事業のために雇用したアルバイト等の人件費	10分の10	100万円までの範囲で行政課題ごとに定める額	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

所在地
名称
代表者氏名

事前支出承認申請書

年 月 日付で交付申請した 年度鳥取市市民まちづくり提案事業助成金について、助成金の交付決定前に補助事業を実施したいので、下記のとおり承認を申請します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた助成金額が交付申請額に達しない場合において、異議は申し立てません。

記

- 1 支出の内容及び金額
- 2 支払時期
- 3 助成金交付申請額
- 4 事前着手の理由

鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書

1 団体概要・担当者連絡先

団体名	
所在地	〒
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail
団体の目的	
主な活動場所	
主な活動内容・実績	
申請の回数	<input type="checkbox"/> 初めて（補助率10／10） <input type="checkbox"/> 2回目（補助率4／5） <input type="checkbox"/> 3回目（補助率3／4）

2 企画内容

事業名	
事業のテーマ	(地域課題・SDGsの17の目標など、どのようなことに課題を感じて事業に取り組もうとしているのかご記入ください)
事業の目的	(取り組むテーマに関連してどのような「まち」にしたいのか、事業を行うことでどのような状況にしたいのかご記入ください)
実施体制	(事業を運営する組織や役割、人員等を記入してください)
事業内容	事業の概要
	スケジュール
	対象者、参加予定数
	実施場所
効果	(この事業が地域や市民に与える影響、期待される効果についてご記入ください)
継続性	(次年度以後どのように事業を継続していくか、事業の展望についてご記入ください)
その他 特筆 すべき 事項	

3 収支予算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
自己資金		
その他 (参加費等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
補助 対象 経 費		
	小計 (A)	
補助 対象 外 経 費		
	小計 (B)	
合計 (A) + (B)		

※収入の合計額と支出の合計額が同額になるように記載してください。

鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書

1 団体概要

団体名	
代表者の役職及び氏名	役職 (ふりがな)
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
ホームページ	
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail
団体の目的	
主な活動場所	
主な活動内容・実績	

2 事業企画

事業名	
行政課題	(提案事業に該当する行政課題をチェックしてください)
	1 行政課題に対する見解 (上記課題についてどのような考えをお持ちかご記入ください) 2 解決の方向性 (どのようにすれば課題が解消されると考えるかご記入ください)
事業のねらい	(事業を行うことで行政課題にどのような効果を与えたいか、どのようにしたいかご記入ください)
事業内容	(事業の概要を具体的 (いつ、どこで、どのような取り組みを行うか等) にご記入ください)

協働の方法	(提案団体、市（担当部署）、他団体（他の団体とも協力して事業を行う場合のみ）がそれぞれ行うことをご記入ください)		
	提案団体		
	市	担当課名	
他団体	団体名		
協働の効果	(事業を行うにあたり、市と協働することでどのような効果が期待できるか、どのような利点があるか等ご記入ください。)		
その他 特筆 すべき 事項			

※市担当部署記入欄

事業について	1 事業の実現性	有	・	無
	2 行政課題の解消に関して	大いに期待できる	期待できる	効果はある
協働実施 について	1 協働の可否	可	・	否
	2 役割分担について	承知している	提案団体との協議を要する	

3 収支予算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
自己資金		
その他 (参加費等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
補助 対象 経 費		
	小計 (A)	
補助 対象 外 経 費		
	小計 (B)	
合計 (A) + (B)		

※収入の合計額と支出の合計額が同額になるように記載してください。

3 収支決算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
自己資金		
その他 (参加費等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
補助 対象 経費		
	小計 (A)	
補助 対象 外 経費		
	小計 (B)	
合計 (A) + (B)		

※支出のうち補助対象経費に係る領収書を添付してください。

様式第5号（第13条関係）

鳥取市市民まちづくり提案事業実績報告書

1 事業実施者

団 体 名	
担当者連絡先	(ふりがな) 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail

2 事業実績

事業名	
実施の経過	(事業実施に向けた準備段階からのスケジュールを記入してください)
事業結果	(いつ、どこで、どのような取り組みを行ったか等、具体的にご記入ください)

協働による 役割分担	(提案団体、市（この事業に関する担当課）、協力団体（他団体の協力があった場合のみ）がそれぞれ行ったことを記入してください)		
	提案団体		
	市	担当課名	
	他団体	団体名	
協働について	(市と協働で実施してよかった点や問題点（今後協働する場合に課題に感じる点）についてご記入ください)		
課題に対する 効果	(この事業が行政課題にどのような影響を与えたか、また、行政課題の解消のために必要と感ずる課題等をご記入ください)		
その他特筆 すべき事項			

※市担当課記入欄

行政課題 への効果	<p>1 事業実施の成果 課題が解決できた 課題解決に向けて手応えがあった 成果が得られなかった</p> <p>2 今後の課題解決に向けた取組について 事業化したい 本助成金を活用したい 課題は解消された その他 ()</p>
--------------	--

3 収支決算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
自己資金		
その他 (参加費等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
補助 対象 経費		
	小計 (A)	
補助 対象 外 経費		
	小計 (B)	
合計 (A) + (B)		

※支出のうち補助対象経費に係る領収書を添付してください。